第4期中期計画(素案)について<県立多治見病院>

| 第4期中期目標(案)【県作成】 (下線は第3期から修正した部分) | 第4期中期計画(素案)(令和7~令和11年度) (下線は第3期との相違部分) | | | | | |
|--|---|--|--|--|--|--|
| 3 住民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する目標を達成するための取組 | | | | | | |
| 3-1 診療事業 | 1-1 診療事業 | | | | | |
| 東濃圏域の基幹病院として、 <u>地域</u> の医療機関との役割分担・連携の下、高度急性期医療、急性期医療、先進医療、政策医療等の県民が必要した。 | 岐阜県地域医療構想に基づき、東濃圏域の基幹病院として、地域の医療機関との役割分担・連携の下、高度急性期医療、急性期医療、 先進医療及び政策医療等の県民が必要とする医療を提供する。 | | | | | |
| 要とする医療を提供することを求める。 3-1-1 より質の高い医療の提供 | 1-1-1 より質の高い医療の提供 | | | | | |
| 法人が有する人的・物的資源の有効活用と計画的な整備・更新を進め、 | (1)高度医療機器の計画的な更新・整備 | | | | | |
| 高度で専門的かつ先進的な医療を、ニーズに応じて県民に広く提供する | (1) 高度医療機器の計画的な契利・整備 高度急性期医療や急性期医療、先進医療の拡充を図るため、資金状況を考慮しながら機器の更新・整備を計画的に進める。 | | | | | |
| 高度で等で的がずった連門が広僚を、一一人に応じて県民に広く提供する ことにより、県内医療水準の向上に努めること。 | <u>商及忌性期医療で忌性期医療、元連医療の拡光を図るため、真金仏先を考慮しながら</u> 機論の使利・発漉を計画的に進める。 (2)専門性を発揮したチーム医療の推進 | | | | | |
| また、個々の患者に最適な医療を選択し、より質の高い医療を提供す | | | | | | |
| また、個々の思有に取過な医療を選択し、より負の高い医療を提供りるため、チーム医療やクリニカルパスの推進、入退院支援の充実などに | 医療従事者間での目的と情報の共有化及び業務連携により、 <u>患者・家族とともに質の高い医療を実現する。</u> また、 <u>医療従事者</u> の負担軽減、専門性向上への取り組みも念頭に置いたチーム医療の充実に向けた体制整備を進める。 | | | | | |
| がいた。 | 後、 <u>等川</u> 宝町工・ジスケ州が、も必須に置いた。 A区別・シルスに同じた中間金属を建める。 各種診療ガイドライン等に基づいて作成されたクリニカルパスを活用するとともに、評価・改善することによりクリニカルパスの最適 | | | | | |
| 特に、マイナンバーカードの保険証利用による健診情報や投薬情報の | 化にも取り組み、チーム医療の推進や医療の質の向上を図る。 | | | | | |
| 共有、電子処方箋の利用拡大、AI (人工知能) の活用といった医療DX を | (3)医療DXの積極的な推進 | | | | | |
| 積極的に推進し、効率的かつ効果的な医療の提供による診療の質の向上 | マイナ保険証や電子処方箋の利用拡大について、ホームページや院内掲示等により積極的に周知する。 | | | | | |
| や治療等の最適化に努めること。 | 地域医療連携システム「たじみのネット」利用拡充のためのPR活動及び診療や検査等の予約ができるよう改良を進める。 | | | | | |
| さらに、院内感染予防、医療事故防止等医療安全対策を徹底し、安全・ | 電子カルテの情報をスマートフォンで閲覧し、チャットでコミュニケーションが可能なシステムを導入する。また、読影分析の対象範 | | | | | |
| 安心な医療と治療環境の提供に努めること。 | 囲拡大や、問診タブレットの利用拡大について検討する。 | | | | | |
| S T SEEM CTHINNING CO. | (4)入退院支援の充実 | | | | | |
| | 患者総合支援センターの運用開始に向け継続して準備を進める。 | | | | | |
| | 予定入院患者に早期から介入し、退院までの支援を継続する。また、地域や近接する他県の病院等と連携し、患者の転院が円滑に行え | | | | | |
| | るよう取り組む。 | | | | | |
| | (5)医療事故防止等医療安全対策の充実 | | | | | |
| | 最新の医療安全に関する情報収集を行い、適宜マニュアルや手順書に反映させる等、継続的な見直しを行うとともに、その内容の周知 | | | | | |
| | 徹底に努める。また、医療安全に関する研修会・勉強会等を通じて、職員の意識を高めるとともに、インシデント・アクシデントを未然 | | | | | |
| | に防ぐ環境整備にも努める。 | | | | | |
| | (6)院内感染防止対策の充実 | | | | | |
| | ICT(感染防止チーム)、AST(抗菌薬適正使用支援チーム)の活動を実践し、院内の感染対策の強化を図るとともに、感染対策 | | | | | |
| | 等に関する研修会を通して、職員の意識を高めるとともに、院内感染防止マニュアルの周知徹底・啓発を図る。また、ICD(感染症対 | | | | | |
| | 策専門医)及びICN(感染管理看護師)の資格取得に向けた支援を行う。 | | | | | |
| | AN 41 AMA AND A DESCRIPTION OF AN INVESTIGATION OF THE AND | | | | | |
| 3-1-2 患者・住民サービスの向上 | 1-1-2 患者・住民サービスの向上 | | | | | |
| 快適性及びプライバシー確保に配慮した院内環境の充実、インフォー | (1)院内環境の快適性の向上 | | | | | |
| ムドコンセントの徹底、セカンドオピニオンの推進、医療に関する相談 | 新たに整備した中央診療棟について、患者や職員からの意見等を反映しながら、より一層施設の充実に努める。また、既存棟の修繕に | | | | | |
| 体制の充実など、病院が提供する全てのサービスについて患者の利便性 | ついて、ファシリティマネジメントにより長期計画を立て、快適な院内環境を整備する。 | | | | | |

第4期中期目標(案)【県作成】

(下線は第3期から修正した部分)

病院給食について、より快適な入院生活を送れるよう、より良い食事の提供を目指す。

の向上に努めるとともに、患者満足度の実態調査の実施等により、待ち

時間の短縮等患者満足度の向上を図ること。

また、病院運営について、ホームページなどを通じて積極的に情報発 信するとともに、患者のみならず地域住民の意見を取り入れ、患者・住 民サービスの向上を図ること。

(2)医療に関する相談体制の充実

ハードとソフトの両面から医療相談が受けやすい環境づくりに継続して取り組む。また、教育ラダーや研修等の受講機会を活用し、ス タッフの育成と資質向上を図る。

第4期中期計画(素案)(令和7~令和11年度)

(下線は第3期との相違部分)

(3) 患者中心の医療の提供

患者の権利(安全·平等で最善の医療、情報の開示を受け、自己決定できる等)の保障と職員への周知、医療者としての倫理感の確立 に努める。

(4)待ち時間の短縮等による患者満足度の向上

診療所等との連携強化等による逆紹介の推進や、外来待受け呼出システムの周知等による待ち時間の短縮に取り組むとともに、患者満 足度調査を行い、患者満足度の向上に努める。

(5)インフォームド・コンセントの徹底、セカンドオピニオンの推進

患者やその家族に必要な情報を提供し、病気や検査、治療等について理解いただき、その上で意思決定できるよう支援する。 他の医療機関との連携を強化し、患者やその家族の希望に応じたセカンドオピニオンが受けやすい体制を充実させる。 がん相談支援センターを活用し、がん患者やその家族の不安や悩み、相談等のニーズに対応する。

(6)病院運営に関する情報発信及び意見の反映

病院広報誌「けんびょういん」を定期発行するとともに、院内行事やその他運営に関する情報について、SNSや地域情報誌を活用し 積極的な広報に努める。

地域住民等と病院とで構成する「岐阜県立多治見病院運営協議会」を定期的に行い、地域住民等のニーズを把握し、病院運営に反映さ せる。

3-1-3 診療体制の充実

医療需要の質的・量的な変化や新たな医療課題に適切に対応するため、 患者動向や医療需要の変化に即して診療部門の充実若しくは見直し又は 専門外来の設置若しくは充実など持続可能な病院経営に配慮しつつ診療 体制の整備・充実を図ること。

1-1-3 診療体制の充実

(1) 患者動向や医療需要の変化に即した診療体制の整備・充実

地域医療連携センターと医事課を中心に院内各部門と連携して、患者動向や医療需要の把握に努めるとともに、患者動向や周辺医療機 関の状況などに応じ、地域医療支援病院として医療資源の活用と診療体制の整備を図る。また、児童精神科外来、女性外来、小児科特別 外来及びペースメーカー外来を継続するなど診療体制の充実に努める。

(2)多様な専門職の積極的な活用

定年を迎えた職員のうち、高度な専門性を有すると認められる職員の再雇用を進める。

3-1-4 地域の医療機関等との役割分担及び連携

医療保険者による糖尿病の重症化予防や脳卒中、心臓病その他の循環 器病の予防等の取組を推進すること。

地域の医療機関等との役割分担を明確にし、病院・病床機能の分化・ 強化を図るとともに、地域連携 パスや ICT (情報通信技術) の 活用などにより地域の医療機関との連携を充実・強化し、地域の実情に 応じて東濃圏域の基幹病院としての機能を引き続き発揮し、県民が求め る医療を提供すること。

また、地域医療支援病院及び紹介受診重点医療機関として、紹介率・ 逆紹介率の維持・向上に努めること。

さらに、円滑に在宅医療・療養へ移行するため、他の機関との連携を 充実・強化し、医療から介護・福祉へと切れ目のないサービス提供の促 進を図ること。

1-1-4 地域の医療機関等との役割分担及び連携

(1)地域の医療機関との役割分担の明確化と連携強化による紹介率・逆紹介率の維持・向上

高度急性期・急性期病院としての役割を全うするため、外来診療規模の最適化を図りつつ、病診連携システム「多治見シャトル」を効 果的に活用し、訪問活動や各種勉強会、研修会などを通して地域の医療機関との連携を深め、協力体制の充実により紹介・逆紹介を促進 する。また、東濃・可児地域病病連携推進会議などの活動を通じて地域の病院との対話や協議を行い、東濃医療圏における地域医療構想 (医療機能分化・連携) の具現化に努める。

(2) 地域連携パスの整備普及

連携パスコーディネーターによる地域連携パスの運用促進に努める。

(3)疾病予防の推進

地域住民を対象とした健康づくり講座や市民向けの公開講座を継続的に実施し、医療と健康に対する知識や関心を高める。

(4)地域の介護・福祉機関との連携強化による地域包括ケアシステムへの貢献 地域車携パスの活用や情報交換の場を活用し、地域医療車携センターと地域の医療機関や介護・福祉機関との連携を強化する。

| 第4期中期目標(案)【県作成】 | 第4期中期計画(素案)(令和7~令和11年度) |
|--|--|
| (下線は第3期から修正した部分) | (下線は第3期との相違部分) |
| 3-1-5 重点的に取組む医療 | 1-1-5 重点的に取組む医療 |
| 高度急性期医療、急性期医療、先進医療及び政策医療といった他の医療機関においては実施が困難ではあるものの県民が必要とする医療を重点的に実施すること。特に、「救急医療」、「周産期医療」、「がん医療」などの高度で先進的な医療及び「精神科医療」、「感染症医療」などの政策医療を重点医療として位置付け、提供すること。救急医療については、地域の医療機関等との連携の推進等により、東濃圏域の基幹病院として重症救急患者への対応を強化すること。がん医療については、手術支援ロボット、骨髄移植や高精度放射線治療装置などによる高度医療の提供に加え、患者の就労も含めた相談支援の充実を図るなど、拠点病院としての機能を強化すること。また、地域の医療機関等との連携の強化や、緩和ケアを提供できる人材の育成・確保等により、緩和ケア病棟と在宅での一貫した緩和ケアが受けられる体制の充実を図ること。 | (1) 教急医療 救命教急センターと各診療科との緊密な連携により、24時間を通しての受入れ体制を維持するとともに、地域の医療機関等との連携を推進し、救急医療の更なる充実に努める。また、積極的な重傷者の受け入れや病床確保を目的として、下り搬送の更なる拡充を図る。(2) 周産期医療 地域周産期母子医療センターとして、ハイリスク妊娠や分娩に対し、24時間を通しての受入れ体制を維持する。(3) がん医療 新たに導入した手術支援ロボット「ダビンチ」の活用や造血幹細胞移植、高精度放射線治療装置「ノバリスTx」「トゥルービーム」の2台体制による症例に適した質の高い治療を提供する。また、化学療法センターの整備や、放射性リガンド療法(ルタテラ治療)を行うRI治療の拡充を図るとともに、がんゲノム医療体制の充実を図り、地域がん診療連携拠点病院として求められる役割を充実させる。がん患者の状況を個々に把握し、治療と就労の両立など課題解決を目指してがん相談に対応する。(4) 精神科医療・感染症医療 他の医療機関で対応が困難な精神疾患や感染症患者の治療が行える体制の維持、充実を図る。 |
| 制の元夫を図ること。 3-2 調査研究事業 | 接相グナ州保を中心に地域の医療機関との連動地上を図る。また、研修会等を活用して医療関係者の育成を図るとともに、任宅で接相ケアが安心して受けられるよう体制を充実させる。 1-2 調査研究事業 |
| 3-2 調査例元事業 法人で提供する医療の質の向上及び県内の医療水準の向上を図るた | 1 2 副国別元事業 当院で提供する医療の質の向上及び県内の医療水準の向上を図るための調査及び研究を行う。 |
| 伝入で提供する医療の負の同上及い原内の医療小草の同上を図るための調査及び研究を行うことを求める。 | |
| 3-2-1 調査及び臨床研究等の推進 | 1-2-1 調査及び臨床研究等の推進 |
| 先進医療の各分野において、疫学調査、診断技法・治療法の開発、臨 | (1)臨床研究及び治験の推進 |
| 床応用のための研究を推進すること。 | 治験や調査研究事業に積極的に参画できるよう体制を整備し、受託件数の増加に努める。 |
| 岐阜県及び東濃圏域の医療の水準の向上に寄与する観点から、大学等の研究機関や企業との共同研究などを促進すること。 | (2)大学等の研究機関や企業との共同研究の推進 岐阜県及び東濃圏域の医療の水準の向上を図るため、大学等の研究機関や企業との共同研究などを進める。 |
| 3-2-2 診療情報等の活用 | 1-2-2 診療情報等の活用 |
| 電子カルテシステム等をより有効に活用し、標準化された診療データ | (1)電子カルテ等に蓄積された各種医療データの有効活用 |
| の収集・分析を行い医療の質の向上を図ること。 | 診療に関する情報を一元的に管理し、集計・分析する等、医療情報の活用に努め、医療の質の向上を図る。 |
| WAR MICH EMPRINE | (2)集積したエビデンスのカンファレンス、臨床研修、臨床研究等への活用 |
| | 集積したエビデンスをカンファレンス、臨床研修、臨床研究等において活用し医療の質の向上を図る。また、国、県が行うがん登録事 |
| | 業、日本病院会が行うQI事業及び京都大学が行うQIP事業に参加するとともに、各事業から提供されたデータに基づいた他院との比較等を行い、医療の質向上に活用する。 |
| 3-3 教育研修事業 | 1-3 教育研修事業 |
| 医療の高度化・多様化に対応できるよう、医師・看護師・コメディカ | 医療の高度化・多様化に対応できるよう、医師・看護師・コメディカルを目指す学生及び救急救命士に対する教育、臨床研修医の受入れ等、 |
| ルを目指す学生及び救急救命士に対する教育、臨床研修医の受入れなど、 | 地域の医療従事者への教育及び研修を実施する。 |
| 地域の医療従事者への教育及び研修を実施することを求める。 | |
| 3-3-1 医師の卒後臨床研修等の充実 | 1-3-1 医師の卒後臨床研修等の充実 |
| 臨床研修指定病院として、臨床研修医の積極的な受入れを行うととも | (1)質の高い臨床研修医の養成等 |

| 第4期中期目標(案)【県作成】 (下線は第3期から修正した部分) | 第4期中期計画(素案)(令和7~令和11 年度) (下線は第3期との相違部分) |
|--|---|
| に、岐阜県医師育成・確保コンソーシアム等と連携し、臨床研修医の資質向上を図ること。 また、専門研修プログラムの基幹又は連携施設として、専攻医の育成に努めること。 | 他の臨床研修病院等と連携し、当院が東濃圏域の基幹病院であることの特徴を生かした研修プログラムにより、研修医の資質向上に努める。また、岐阜県医師育成・確保コンソーシアムとの連携によって、研修医の確保と資質向上を図る。 (2)専攻医の育成等 専攻医研修プログラムの基幹施設(内科・外科・精神科領域)又は連携施設として、大学病院、他の医療機関等との連携により専攻医の育成に努める。 |
| 3-3-2 医師・看護師・コメディカルを目指す学生、救急救命士等に対する教育の実施 | 1-3-2 医師・看護師・コメディカルを目指す学生、救急救命士等に対する教育の実施 |
| 医学生、岐阜県立看護大学、岐阜県立衛生専門学校、岐阜県立看護専門学校等の学生及びコメディカルを目指す学生の実習の受入れ、救急救命士の病院実習など地域医療従事者への研修の実施及び充実を図ること。 | (1) 医学生、看護学生及びコメディカルを目指す学生の実習受入れ 医学生、看護学生及びコメディカルを目指す学生に対し、実習の積極的な受入れを行い、医療従事者の育成を図るとともに県内就業に 繋げ、地域医療に貢献する。 (2) 救急救命士の病院実習など地域医療従事者への研修の実施及び充実 救急救命士に対しては、定期的な講習及び病院実習を実施し、医療技術の向上を図る。 (3) 岐阜県立多治見看護専門学校への支援 東濃圏域での看護師養成を担う岐阜県立多治見看護専門学校に対して、病院の医師・看護師等を専任教員又は非常勤講師として派遣する。 |
| 3-4 地域支援事業 | 1-4 地域支援事業 |
| 地域の医療機関から信頼され、必要とされる病院となるよう、地域への支援を行うことを求める。 | 地域の医療機関から信頼され、必要とされる病院となるよう、地域への支援を行う。 |
| 3-4-1 地域医療への支援 | 1-4-1 地域医療への支援 |
| 地域の医療機関との連携・協力体制の充実を図り、高度医療機器の共同利用の促進、開放病床の利用促進など、東濃圏域の基幹病院として地域医療の確保に努めること。 医師不足地域、医師不足診療科、へき地診療所等への、人的支援を含む診療支援を充実させ、地域医療の確保に努めること。 | (1)地域医療水準の向上 地域の医療機関と連携を強化し、高度先進医療機器の共同利用や開放型病床の利用の促進、 <u>情報交換会や地域の合同会議等において、</u> <u>医療機関や介護施設等と情報共有し、</u> 地域の医療水準の向上に努める。 (2)医師不足地域や医師不足診療科、へき地診療所等への人的支援を含む診療支援による地域医療の確保 東濃地域等の医師不足地域の医療機関や、へき地医療機関への診療支援を継続して実施する。 |
| 3-4-2 社会的な要請への協力 | 1-4-2 社会的な要請への協力 |
| 法人が有する人材や知見を提供し、鑑定、調査、講師派遣などの社会 的な要請に対し、積極的な協力を行うこと。 | 医療に関する鑑定や調査、講師派遣などの社会的な要請に対する協力を行う。 |
| 3-4-3 保健医療情報の発信 | 1-4-3 保健医療情報の提供・発信 |
| 県民の健康意識の醸成を図るため、専門医療情報など病院が有する保健医療情報を、県民を対象とした公開講座やホームページなどにより情報発信を行うこと。 | (1)公開講座、医療相談会等の定期的開催 市民向けの公開講座や医療に関する相談会を定期的に開催し、保健医療・各種福祉制度に関する情報の提供や発信を行う。 (2)保健医療情報の提供・発信 ホームページや病院広報誌のほか、SNSや地域情報誌を活用し、保健医療情報を積極的に発信する。 |
| 3-5 災害発生時における医療救護 | 1-5 災害等発生時における医療救護 |
| 災害等発生時において、医療救護活動の拠点機能を担うとともに、医 | 災害等発生時において、医療救護活動の拠点機能を担うとともに、医療スタッフや災害派遣医療チーム(以下「DMAT」という。)及び災 |
| 療スタッフや災害派遣医療チーム(以下「DMAT]という。)、災害派遣精神 医療チーム(<u>以下「</u> DPAT <u>」という。</u>)の派遣など医療救護を行うこと | 害派遣精神医療チーム (以下「DPAT」という。) の派遣など医療救護を行う。 |

| 第4期中期目標(案)【県作成】 | 第4期中期計画(素案)(令和7~令和11 年度) |
|---|--|
| (下線は第3期から修正した部分) | (下線は第3期との相違部分) |
| を求める。 | |
| 3-5-1 医療救護活動の拠点機能の充実 | 1-5-1 医療救護活動の拠点機能の充実 |
| 災害等発生時には、岐阜県地域防災計画に基づき、患者の受入れや医 | (1)医療救護活動の拠点機能の充実 |
| 療スタッフの現地派遣など岐阜県あるいは東濃圏域の医療救護活動の拠 | 岐阜県地域防災計画に基づき、又は自らの判断で、 <u>岐阜</u> 県あるいは東濃圏域の医療救護活動の拠点機能を担う。また、大規模災害等緊 |
| 点機能を担うこと。 | 急事態に備えた災害医療訓練を実施する。 |
| <u>地域</u> 災害拠点病院としての機能を十分に発揮できるよう、食料 <u></u> 飲料 | (2) <u>地域</u> 災害拠点病院としての機能強化 災害時における医療体制の構築を図るため、行政やその他の機関との連携を強化するとともに設備、備品、医療物資、情報インフラの |
| 水、燃料等の優先納入体制の整備など災害時医療体制の充実・強化を図 | |
| ること。 | ほか、 <u>食料、飲料水、燃料等</u> の優先納入体制を整備する。 |
| 3-5-2 他県等の医療救護への協力 | 1-5-2 他県等の医療救護への協力 |
| 県内のみならず他県等の大規模災害等においても、岐阜県の要請に基 | (1)DMAT及びDPATの質の向上と維持 |
| づきDMAT及びDPATを派遣するなど、積極的に医療救護の協力を | DMAT及びDPATが大規模災害に対応できるために、国及び中部地区で定期的に開催される講習会に参加し、質の向上と維持を図る |
| 行うこと。 | とともに、DMAT及びDPATに必要な設備・備品の整備を図る。 |
| | (2)大規模災害発生時のDMAT及びDPATの派遣 |
| | 大規模災害時に国や岐阜県の要請に基づきDMAT及びDPATを派遣し、積極的に医療救護の協力を行う。 |
| 3-5-3 被災時における病院機能維持のための準備体制の充実 | 1-5-3 被災時における病院機能維持のための準備体制の充実 |
| | |
| 被災した病院の課題や支援を通じた分析等に基づき、大規模災害が緊急事態を対象による意味を対象に | (1)診療継続計画の継続的な見直し及び訓練等の実施 実際に被災した病院の課題や支援を通じた分析等に基づき、業務継続計画(BCP)の継続的な見直しを行うとともに、訓練等により災 |
| 害等緊急事態を想定した業務継続計画 (BCP) の見直し訓練等を継続的に実施すること。 | 会院に放及した内がが現代では多くない。 |
| 寺を <u>納物が小</u> 夫肥りること。 | (2)診療情報のバックアップシステムの適正管理 |
| | 被災時においても診療情報が失われないよう、内部及び外部それぞれに世代別バックアップを行い、被災時に活用可能なシステムの維持 |
| | に努める。 |
| | |
| 3-5-4 新興感染症発生時における役割の発揮 | 1-5-4 新興感染症発生時における役割の発揮 |
| 新興感染症(感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針 | (1)新興感染症発生時における受入れ体制の整備 |
| (平成十一年四月一日厚生省告示第百十五号)第一の七の3に規定する | 業務計画に定めるところにより、新型インフルエンザ等を含む新興感染症対策を実施する。また、必要な物資及び資材の備蓄・整備・ |
| 新興感染症をいう。)発生時には、医療措置協定に基づき、予防接種の実 | 点検並びに施設及び設備の整備・点検を実施する。 |
| 施に関する協力を含めた必要な医療を提供するとともに、必要に応じて | (2)業務計画等に基づく職員への教育及び訓練の実施 |
| 協定の内容を見直すなど、実際の状況に応じて機動的に対応すること。 | 業務計画等に基づく職員への教育及び訓練を実施する。 |
| 特に、新型インフルエンザ等(新型インフルエンザ等対策特別措置法 | (3) 感染症指定医療機関としての役割の発揮 |
| 第2条に規定する新型インフルエンザ等をいう。以下同じ。)発生時には、 | 感染症指定医療機関として、平時から患者を受け入れられる体制及び設備の整備を図る。また、東濃圏域の医療機関に対し、医療情報 |
| 指定地方公共機関として、業務計画に基づき、新型インフルエンザ等の | の提供など指導的な役割を担う。 |
| 患者の外来診療・入院の受入れ、重症症例の治療等を行うこと。 | |
| また、感染症指定医療機関として、平時から患者受入れ体制を整備す | |
| るとともに、東濃圏域の医療機関に対して医療情報の提供など指導的役 | |
| 割を担うこと。 | |
| 3-6 医療的ケア児の短期入所施設の運営 | 1-6 医療的ケア児の短期入所施設の運営 |
| 医療的ケアを要する児を在宅でケアしている家族の支援のため、一時 | 医療的ケアを要する児を在宅でケアしている家族の支援のため、一時的にケアを代替するレスパイトケアのための短期入所施設を運営す |

| 第4期中期目標(案)【県作成】 | 第4期中期計画(素案)(令和7~令和11年度) |
|---|--|
| (下線は第3期から修正した部分) | (下線は第3期との相違部分) |
| 的にケアを代替するレスパイトケアのための短期入所機能の充実を図る | <u>5.</u> |
| こと。 | |
| | |
| 4 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための取組 | 2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための取組 |
| 4-1 効率的な業務運営体制の確立 | 2-1 効率的な業務運営体制の確立 |
| 自主性・効率性・透明性の高い病院運営を行うための業務運営体制を | 自主性・効率性・透明性の高い病院運営を行うための業務運営体制を確立するとともに、地方独立行政法人制度の特徴を最大限に生かし、 |
| 確立するとともに、地方独立行政法人制度の特徴を最大限に生かし、業務の政策を表すが対象化にないることが対象と | 業務運営の改善及び効率化に努める。 |
| 務運営の改善及び効率化に努めることを求める。 4-1-1 組織体制の充実 | 2-1-1 組織体制の充実 |
| 4-1-1 和戚中間の元美 医療を取り巻く環境の変化に迅速かつ的確に対応するため、組織・業 | 2 - 1 - 1 和歌体中の元英 |
| 透療を取り各く現場の変化に近途がある所能に対応するため、船舶・乗 務体制の改善及び充実を図ること。 | (1) |
| 「CT(情報通信技術)などの活用や適切なアウトソーシング等によ | を図る。 |
| り、医師を含めた職員の時間外業務を縮減するなど、経営効率の高い業 | (2)I CT (情報通信技術)などの活用、アウトソーシング等による経営効率の高い業務執行体制の充実 |
| | ICTの活用やアウトソーシングの導入等により、経営効率の高い業務執行体制の充実と業務の合理化を図る。 |
| (物表) | |
| 4-1-2 診療体制及び人員配置の弾力的運用 | 2-1-2 診療体制及び人員配置の弾力的運用 |
| 医療需要の動向や経営状況の変化に迅速かつ的確に対応することがで | (1)人員配置の検証及び弾力的運用 |
| きるよう、職員配置の在り方を検証し、弾力的に運用すること。 | 医療需要の変化や患者動向に迅速に対応した診療科の変更、医師・看護師等の人員配置の弾力的運用を行う。 |
| また、常勤以外の雇用形態も含めた多様な専門職の活用による、効果 | (2)効果的な体制による医療の提供 |
| 的な医療の提供に努めること。 | 常勤以外の雇用形態を含む多様な専門職の活用等、効果的な体制による医療の提供に努める。特に、医師事務作業補助者(医療クラー |
| | ク)、病棟・外来看護事務補助者(病棟看護クラーク)及び看護補助者の <u>充実</u> を図る。 |
| 4-1-3 人事評価制度の運用 | 2-1-3 人事評価制度の運用 |
| 人事評価制度により職員の業績、職務能力、職責等を公正に評価し、 | 第一章 |
| 職員の意欲が引き出される公平かつ客観的な人事制度の運用に努めるこ | 1960年1960年196日11日 37年20年30日 日本に日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日 |
| と。 | |
| 4-1-4 人材確保・育成方針 | 2-1-4 人材確保・育成方針 |
| 地域の医療需要、職員の労務環境、病院の経営状況などから | (1)医師、看護師、コメディカル等の医療従事者の確保 |
| 職員の必要数を精査した上で、計画的に確保及び育成を行うこと。 | 看護師不足を解消するため、就職ガイダンスへの参加、インターンシップの実施、ホームページやSNS等の各種媒体の活用、看護職 |
| 医療部門においては、医療需要に的確に対応できる医師・看護師を確 | 員修学資金貸付制度等の支援制度の継続等を実施し、看護師確保に努める。 |
| 保するとともに、高度・多様化する医療の提供や医師及び看護師のタス | 定年を迎えた医師・看護師・コメディカルのうち、病院経営に寄与すると認められる職員の雇用継続や、大学医局との連携などによる |
| ク・シフティングに資する医療従事者、医師事務作業補助者等の確保及 | 医師の確保に努める。また、医師・看護師の業務負担を軽減するため、補助者等の採用を行う。 |
| び育成により、提供する医療水準の維持・向上を図ること。 | (2)大学等関係機関との連携や教育研修の充実による優れた医師の養成 |
| 事務部門においては、病院特有の事務に精通した法人職員の計画的な | 大学等関連機関や学会における教育研修へ積極的に職員を参加させる。 |
| 確保及び育成により、専門性の向上を図ること。 | 専攻医研修プログラムの基幹施設(内科・外科・精神科領域)として、専攻医育成に努めるとともに、必要に応じてプログラムの見直し |
| | を行い、プログラムの充実に努める。 |
| | (3)特定行為看護師、専門看護師等の資格取得の促進 |
| | 変化する医療ニーズに対応し、より水準の高い看護を提供できるよう、特定行為看護師、認定看護師、専門看護師等の資格取得につい |
| | て、資格取得支援制度をもとに計画的に実施する。 |
| | (4)コメディカルに対する専門研修の実施 |

| 第4期中期目標(案)【県作成】 (下線は第3期から修正した部分) | 第4期中期計画(素案)(令和7~令和11年度) (下線は第3期との相違部分) |
|---|---|
| | 国、岐阜県等が主催する講習会・研修会への参加支援や各種認定資格の取得・維持のための支援などを行う。 (5)事務部門職員の確保及び育成 病院特有の事務に精通し、法人の事務及び経営の中心となるプロパー職員の計画的な確保と、体系的な研修体制の整備による育成に努める。特に、診療報酬事務、病院経営等の専門研修を実施し、事務部門の総合的な専門性の向上を図る。 |
| 4-1-5 医療DX~の対応 | <u>2-1-5 医療DXへの対応</u> |
| 電子処方箋の利用拡大、救急時にレセプト情報から患者の医療情報を 閲覧できる仕組みの整備、電子カルテ情報の標準化など、国において進 める医療 DX の各施策の状況を随時把握し、導入について検討すること。 | 国において進める医療DXの各施策の状況を随時把握し、導入を検討する。 |
| $4-1-\underline{6}$ コンプライアンス(法令 等 の遵守)の徹底 | 2-1-6 コンプライアンス(法令等の遵守)の徹底 |
| 職員一人ひとりが誠実かつ公正に職務を遂行するため、業務執行におけるコンプライアンスを徹底し、適正な病院運営を行うこと。 | 医療法をはじめとする国の法令や関係規程、法人が定める倫理方針や各種規程の遵守を徹底する。また、定期的に研修等を実施し、コンプライアンスの意識啓発に努めるとともに、監事監査、内部監査等を実施し、適正な業務執行の確認体制を継続する。 |
| 4-1-7 適切な情報管理 | 2-1-7 適切な情報管理 |
| 医療情報システムの安全管理に関するガイドライン (厚生労働省) に基づく情報セキュリティ対策を徹底するとともに、常に最新のセキュリティ危機事案に関する情報収集を行い、対策の向上に努めること。また、職員に対する研修を定期的に実施し、情報セキュリティや個人情報保護に対する意識と知識の向上に努めること。 | (1)国のガイドラインに基づく情報セキュリティ対策の徹底等 医療情報システムの安全管理に関するガイドラインに基づく情報セキュリティ対策を徹底し、サイバー攻撃等、最新のセキュリティ危機事案に関する情報収集を行うなど対策向上に努める。また、情報セキュリティに関連する院内規程を整備する。 (2)情報セキュリティや個人情報保護に対する意識と知識の向上 職員に対する研修を定期的に行い、情報セキュリティや個人情報保護に対する意識と知識の向上を図る。 |
| 4-2 業務運営の見直しや効率化による収支の改善 | 2-2 業務運営の見直しや効率化による収支の改善 |
| 地方独立行政法人制度の特徴を生かした業務内容の見直しや効率化を 通じて、収支の改善を図ることを求める。 | 地方独立行政法人制度の特徴を生かした業務内容の見直しや効率化を通じて、収支の改善を図る。 |
| 4-2-1 多様な契約手法の導入 | 2-2-1 多様な契約手法の導入 |
| 透明性・公平性の確保に十分留意しつつ、複数年契約など多様な契約 手法を導入し、契約事務の合理化を図ること。 | プロポーザルや複数年契約など多様な契約手法の導入により、契約事務の集約化、簡素化、迅速化を図る。 |
| 4-2-2 収入の確保 | 2-2-2 収入の確保 |
| 病床利用率など収入確保につながる数値目標を設定し、地域社会のニーズに即した病院経営を行うことにより、その達成を図ること。また、未収金の発生防止や早期回収等により、収入の確保に努めること。 さらに、安定した経営を維持するため、国の医療制度改革や診療報酬改定等に速やかに対応すること。 | (1)効果的な病床管理、医療機器の効率的な活用 効果的、効率的に病床を運用し、病床利用率及び在院日数の最適化を図る。また、高度医療機器の共同利用を促進するなど、医療機器 の効率的な活用を図る。 (2)未収金の発生防止対策等 診療及び入院の初期段階から患者の状況に応じた制度の説明を行うなど積極的に介入することで、未収金発生の未然防止に取り組む。 また、未収金の回収について督促や分納相談を行い、必要に応じて弁護士に回収を委託する。 (3)国の医療制度改革や診療報酬改定等の迅速な対応 診療報酬改定情報を早期に収集・分析し、改定内容を踏まえた体制の整備を図るとともに迅速な届出を行う。特に、DPC特定病院群 (高診療密度病院群)としての診療機能を確保することに努める。また、国の医療制度改革に柔軟に対応していく。 |
| 4-2-3 費用の削減 | 2-2-3 費用の削減 |
| 医薬品・診療材料等の購入方法の見直し、在庫管理の徹底、後発医薬 | (1)医薬品・診療材料等の購入方法の見直し及び適正な在庫管理の徹底 |

| 第4期中期日海(安)【周/佐武】 | 第4期中期計画 (素安) (今和7~今和11年度) | | | | | | | | | |
|---|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| 第4期中期目標(案) 【県作成】 (下線は第3期から修正した部分) | 第4期中期計画(素案)(令和7~令和11年度) (下線は第3期との相違部分) | | | | | | | | | |
| 品の採用などによる費用の節減により経営の効率化に努めること。 | # 共同購入組織へ引き続き参加し、スケールメリットを活かしたボリュームディスカウントにより価格の抑制を図る。 | | | | | | | | | |
| 日の方が行なとによる負用のは呼吸により性色の効果にごうのがして。 | | | | | | | | | | |
| | り診療材料の適正な在庫管理・消費管理を行い、過剰在庫や死蔵在庫の発生を抑制する。 | | | | | | | | | |
| | (2)後発医薬品の使用促進 | | | | | | | | | |
| | 後発医薬品(ジェネリック医薬品)や <u>バイオ後続品(バイオシミラー)の適切な使い分けや切り替えを行うことにより、薬品費の削減</u> | | | | | | | | | |
| | を図る。また、フォーミュラリの作成・運用を進め、後発医薬品(バイオ後族品を含む)の使用促進を図る。 | | | | | | | | | |
| | CHIAD STOL A TELATION ADDICATOR BANKARI (TA BANARI CHIA) MACCINIO | | | | | | | | | |
| 5 財務内容の改善に関する事項 | 3 予算 (人件費の見積含む。)、収支計画及び資金計画 | | | | | | | | | |
| | 「2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための取組」で定めた計画を確実に実施することにより、業務運営の改善及び | | | | | | | | | |
| | 効率化を進めるなどして、経常収支比率100%以上、医業収支比率100%以上及び職員給与費対医業収益比率50%以下を達成する | | | | | | | | | |
| 5-1 経常収支比率 等 | 3-1 予算 (2025 年度~2029 年度) | | | | | | | | | |
| 業務運営の改善及び効率化を効果的に進めることで、経常収支比率1 | (単位:百万円) | | | | | | | | | |
| 00%以上を達成すること。 | 区分金額 | | | | | | | | | |
| 医業収支比率については、同規模の全国自治体病院の平均値等を参考 | 収入 | | | | | | | | | |
| に、適切な目標を定め達成すること。 | 営業収益 | | | | | | | | | |
| , , _ , , , , , , , , , , , , , , , , , | 医業収益 | | | | | | | | | |
| | 運営費負担金収益 | | | | | | | | | |
| | その他営業収益 | | | | | | | | | |
| | 営業外収益 | | | | | | | | | |
| | 運営費負担金収益 | | | | | | | | | |
| | その他営業外収益 | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | 連合資気担金 | | | | | | | | | |
| | その他の収入 | | | | | | | | | |
| | 計 | | | | | | | | | |
| | 支出 | | | | | | | | | |
| | 営業費用 | | | | | | | | | |
| | 医業費用 | | | | | | | | | |
| | 給与費 | | | | | | | | | |
| | 材料費 | | | | | | | | | |
| | <u>経費</u> | | | | | | | | | |
| | 研究研修費 | | | | | | | | | |
| | 一般管理費 | | | | | | | | | |
| | 給与費 | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | <u>営業外費用</u> | | | | | | | | | |
| | 資本支出 | | | | | | | | | |
| | 建設改良費 | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | その他資本支出 | | | | | | | | | |

| 第4期中期目標(案)【県作成】 (下線は第3期から修正した部分) | 第4期中期計画(素案)(令和7~令和11年度) | | | | | | | | |
|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| (下豚は第3別かり修正した部分) | (下線は第3期との相違部分) | | | | | | | | |
| | きの他の支出 計 (注) 各項目の数値は、端数をそれぞれ四捨五入している。 そのため、各項目の数値の合計と計の欄の数値は一致しないことがある。 [人件費の見積] 期間中の給与費のベースアップ率を0%として試算し、総額●●百万円を支出する。 上記の額は、法人役職員に係る報酬、基本給、諸手当、法定福利費及び退職手当の額に相当するもの。 [運営費負担金の算定ルール] 救急医療等の行政的経費及び高度医療等の不採算経費については、地方独立行政法人法第85条第1項の規定により算定された額とする。 | | | | | | | | |
| 5-2 職員給与費対医業収益比率 | 建設改良費及び長期借入金等元金償還金に充当される運営費負担金等については、経常費助成のための運営費負担金等とする。 3-2 収支計画(2025年度~2029年度) | | | | | | | | |
| 5-2 職員 新子質 対医 業収益 に挙 職員 給 与費 対医 業収益 比率 については、 同規模の 全国 自治体 病院の 平 | 3 — 2 — 収文計画(2025 牛疫~2029 牛疫) (単位:百万円) | | | | | | | | |
| 城員和子貴利医業収益に至については、同衆院の主国自行体例先の干均値等を参考に、適切な目標を定め達成すること。 | 区分金額 | | | | | | | | |
| の旧中で多方に、過多な自体でためため、あこと。 | 収益の部 | | | | | | | | |
| | 営業/収益 医薬収益 運営費負担金収益 資産見返負債戻人 その他営業収益 運営費負担金収益 運営費負担金収益 運営費負担金収益 運営費自担金収益 運営費目を を表 | | | | | | | | |

| 第4期中期目標(案)【県作成】 | 第4期中期計画(素案)(令和7~令和11年度) | | | | | | | |
|------------------|--|--|--|--|--|--|--|--|
| (下線は第3期から修正した部分) | (下線は第3期との相違部分) | | | | | | | |
| | (注) 各項目の数値は、端数をそれぞれ四捨五入している。 | | | | | | | |
| | そのため、各項目の数値の合計と計の欄の数値は一致しないことがある。 | | | | | | | |
| | 3-3 資金計画 (2025 年度~2029 年度) | | | | | | | |
| | (単位:百万円) | | | | | | | |
| | 区分金額 | | | | | | | |
| | 資金収入 | | | | | | | |
| | 業務活動による収入 | | | | | | | |
| | 診療業務による収入 | | | | | | | |
| | 運営費負担金による収入 | | | | | | | |
| | その他の業務活動による収入 | | | | | | | |
| | 投資活動による収入 | | | | | | | |
| | 運営費負担金による収入 | | | | | | | |
| | その他の投資活動による収入 | | | | | | | |
| | 財務活動による収入 | | | | | | | |
| | 長期借入による収入 | | | | | | | |
| | その他の財務活動による収入 第3期中期目標期間からの繰越金 | | | | | | | |
| | 第3 朔中朔日倧朔间/1·50 / 游越遊 資金支出 | | | | | | | |
| | 業務活動による支出 | | | | | | | |
| | 給与費支出 | | | | | | | |
| | 材料費支出 | | | | | | | |
| | その他の業務活動による支出 | | | | | | | |
| | 投資活動による支出 | | | | | | | |
| | 有形固定資産の取得による支 | | | | | | | |
| | その他の投資活動による支出 | | | | | | | |
| | 財務活動による支出 | | | | | | | |
| | 長期借入金の返済による支出 | | | | | | | |
| | 移行前地方債償還債務の償還 | | | | | | | |
| | その他の財務活動による支出 | | | | | | | |
| | 第5期中期目標期間への繰越金 | | | | | | | |
| | (注) 各項目の数値は、端数をそれぞれ四捨五入している。 | | | | | | | |
| | そのため、各項目の数値の合計と計の欄の数値は一致しないことがある。 | | | | | | | |
| | 4 短期借入金の限度額 | | | | | | | |
| | 4-1 限度額 | | | | | | | |
| | 1 0億円 | | | | | | | |
| | 4-2 想定される短期借入金の発生理由 | | | | | | | |
| | 賞与の支給等、資金繰り資金への対応 | | | | | | | |
| | 5 出資等に係る不要財産又は出資等に係る不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画 | | | | | | | |
| | なし | | | | | | | |
| | 6 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 | | | | | | | |
| | ひ、重要な対性を関係し、人は対点に戻しようとするとされ、その計画 | | | | | | | |
| | (40) | | | | | | | |

| 第4期中期目標(案)【県作成】 | 第4期中期計画(素案)(令和7~令和11年度) | | | | | | |
|--|---|--|--|--|--|--|--|
| (下線は第3期から修正した部分) | (下線は第3期との相違部分) | | | | | | |
| | 7 剰余金の使途 | | | | | | |
| | 決算において剰余金が発生した場合は、病院施設の整備、医療機器の購入等に充てる。 | | | | | | |
| | 8 料金に関する事項 | | | | | | |
| | 岐阜県立多治見病院の使用料及び手数料は、次に定めるところにより徴収する | | | | | | |
| | 8-1 使用料及び手数料の額 (1)使用料の額は、健康保険法(大正11年法律第70号)第76条第2項、第85条第2項及び第85条の2第2項(これらの規定を同法第149条において準用する場合を含む。)又は高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第71条第1項、第74条第2項及び第75条第2項の規定に基づき厚生労働大臣が定める算定方法により算定した額とする。 (2)(1)以外の使用料及び手数料については、別に理事長が定める額とする。 8-2 使用料及び手数料の減免等 | | | | | | |
| | 理事長は、公益その他特別の理由があると認めるときは、使用料及び手数料を減免し、又は使用料及び手数料の支払いを猶予することが できる。 | | | | | | |
| 6 その他業務運営に関する重要事項 | 9 その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項 | | | | | | |
| 6-1 職員の勤務環境の向上 | 9-1 職員の勤務環境の向上 | | | | | | |
| 働き方改革を推進するため、労務管理を適正に行うとともに、 柔軟な勤務形態の導入、育児支援体制の充実、DXの導入等により、職員の勤務環境の改善に取り組むこと。 特に、医師 <u>については</u> 、タスク・シフティングの推進等、国の指針に基づいた取組 <u>み</u> を着実に実施すること。 また、職員の意見が反映される仕組みの充実を図り、病院で働く全ての職員が誇りを持って職責が果たせるよう、やりがいの創出に努めること。 | (1) 育児・介護との両立支援や稽職防止・復職支援体制の充実 医療従事者の業務負担を軽減するため、次の取り組みを推進する。 ・柔軟な職員採用、再雇用制度の充実 ・柔軟な勤務時間体制、適切な労働時間、必要な人員の確保 ・医師事務作業補助者(医療クラーク)、病棟・外来看護事務補助者(病棟看護クラーク)及び看護補助者の <u>充実</u> 、並びにコメディカルの病棟配置の拡充 (2) 働き方改革の推進に向けた取組 職員の業務負担軽減や労働時間短縮のための業務効率化、タスク・シフティング等を推進する。併せて、ワーク・ライフバランス休暇 などの有給休暇取得を促進し、職員の身体面だけでなくメンタル面も含めた、心身の健康管理対策の充実に努める。また、医師について は「医師労働時間短縮計画」に基づき、時間外勤務の短縮、健康確保措置の推進などに取り組む。 (3) 職員のモチベーション向上に資する取組 人事評価制度による公正で客観的な評価を実施することで、職員のモチベーション向上を図る。 職員の福利厚生充実に向け、継続的に職員ニーズの把握等に努める。また、院内保育施設においては、利用職員のための病児保育や夜間保育などを引き続き実施する。 | | | | | | |
| 6-2 岐阜県及び他の地方独立行政法人との連携 | 9-2 岐阜県及び他の地方独立行政法人との連携 | | | | | | |
| 岐阜県及び岐阜県の設立した他の地方独立行政法人との <u>間で</u> 、医師の診療応援や人事交流など、連携を推進すること。 | (1)岐阜県との連携・強化 岐阜県との緊密な連携と情報の共有に努める。また、東濃圏域での看護師養成を担う岐阜県立多治見看護専門学校に対して病院の医師・ 看護師等を専任教員又は非常勤講師として派遣するなど、同校との連携強化を推進する。 (2)他の地方独立行政法人との連携・強化 医師、看護師、コメディカル等の医療従事者の人事交流等、岐阜県が設立した他の地方独立行政法人との連携を推進する。 | | | | | | |
| 6-3 施設・設備の整備 | 9-3 施設・ <u>設備</u> の整備 | | | | | | |
| 施設・設備整備については、医療需要、費用対効果、医療技術の進展、 長寿命化・平準化などを総合的に勘案し、法人として果たすべき役割・ 機能の強化が図られるよう、必要性や適正な規模等について十分に検討 | (1) <u>管理棟改修などの施設の整備</u> 管理棟の改修等、第3期中期計画期間に実施できなかった施設整備等について、資金状況等を考慮しながら進める。 (2) <u>設備や</u> 医療機器の計画的な更新・整備 県民の医療需要、費用対効果、医療技術の進展等を総合的に判断し、 <u>資金状況等を考慮</u> しながら更新・整備を進める。 | | | | | | |

| 第4期中期目標(案)【県作成】 (下線は第3期から修正した部分) | 第4期中期計画(素案)(令和7~令和11年度) (下線は第3期との相違部分) | | | | | | | | | |
|---|---|--------------|------------|-------------|--------|--|--|-----|--|--|
| したうえで、計画的に実施すること。 | | | | | | | | | | |
| 6-4 内部統制の充実強化 内部統制の充実強化を図るため、内部監査のほかモニタリングの結果を、リスクの評価・対応や法人の規程に適切に反映させるなど、内部統制の取組を着実に推進すること。また、危機管理事案等発生時には、理事長のリーダーシップを発揮し迅速かつ適正に対応すること。 | | | | | | | | | | |
| 6-5 法人が負担する債務の償還に関する事項 | | | る債務の償還に関 | | | | | | | |
| 法人は、岐阜県に対して負担する地方独立行政法人法第86条第1項 に規定する債務の処理を確実に行うこと。 | (単位:百万円) | | | | | | | 万円) | | |
| | | 区分 | 中間目標期間 償還額 | 次期以降償還 額 | 総債務償還額 | | | | | |
| | | 移行前地方債 償還債務 | 5 4 2 | 960 | 1, 502 | | | | | |
| | | 長期借入金償 還額 | 3, 559 | 12, 528 | 16,087 | | | | | |